

## 第2節

## 防衛省・自衛隊の組織

## 1 防衛力を支える組織

## 1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊<sup>1</sup>は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

**Q 参照** 図表Ⅱ-2-2-1 (防衛省・自衛隊の組織図)  
 図表Ⅱ-2-2-2 (防衛省・自衛隊の組織の概要)  
 図表Ⅱ-2-2-3 (陸・海・空自衛隊の編成)  
 図表Ⅱ-2-2-4 (主要部隊などの所在地 (イメージ) (令和元年度末現在))

## 2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官(2人)及び防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する防衛事務次官や、国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕及び陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれている。本省内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当しており、官房長及び各局長は防衛装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防衛大臣に対する政策的見地からの補佐、すなわち、防衛省の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、

その所掌事務に関する防衛大臣への補佐を行う。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。15(平成27)年、防衛省改革の取組としての防衛装備庁の新設や統幕などの改編のために防衛省設置法の改正を行った際、防衛省設置法第12条において、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官による大臣補佐が各幕僚長による大臣補佐と相まって行われる旨を規定し、防衛大臣を補佐する体制に関する、このような従来の考え方をより明確化した<sup>2</sup>。

## 3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所(札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市及び嘉手納町)に設置している。

地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を得るための様々な施策(地方協力確保事務)を行っている。

**Q 参照** IV部5章1節(地域コミュニティとの連携)

1 防衛省と自衛隊は、ともに同一の組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

2 この改正法の国会審議においては、文民統制と内部部局の文官の役割について、政府から、「文民統制(シビリアン・コントロール)とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、わが国の文民統制は、国会における統制、内閣(国家安全保障会議を含む。)による統制とともに、防衛省における統制がある。そのうち、防衛省における統制は、文民である防衛大臣が、自衛隊を管理・運営し、統制することであるが、防衛副大臣、防衛大臣政務官などの政治任用者の補佐のほか、内部部局の文官による補佐も、この防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしている。文民統制における内部部局の文官の役割は、防衛大臣を補佐することであり、内部部局の文官が部隊に対し指揮命令をするという関係にはない。」と答弁している。



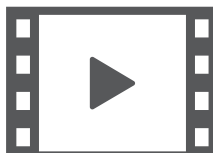
防衛大臣室で行われた幹部会議  
(20 (令和2) 年1月)



ビデオ会議形式による幹部会議  
(20 (令和2) 年5月)

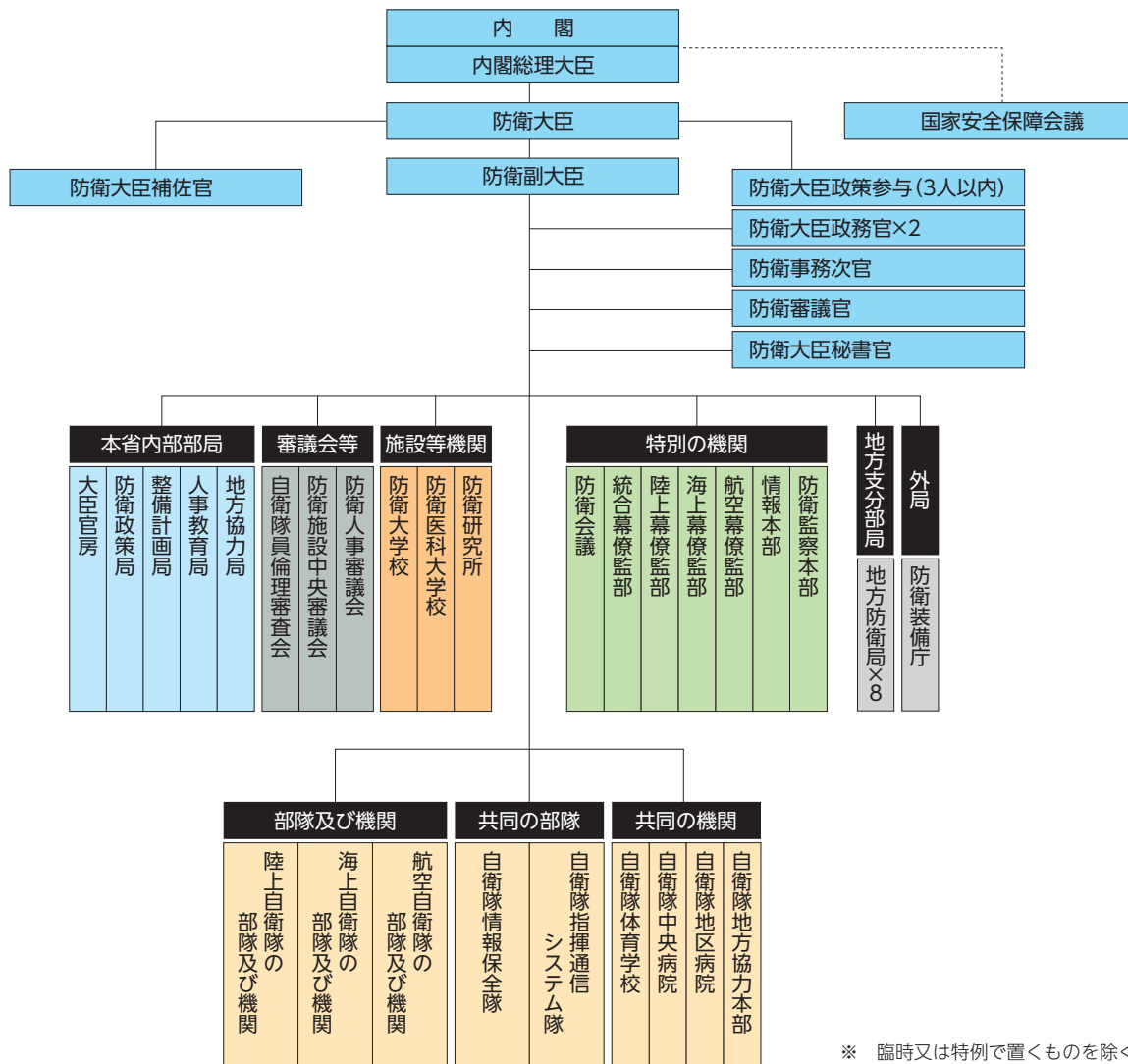


本省内部部局、各幕僚監部、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、防衛装備庁などが所在する防衛省本省 (東京都新宿区)



動画：自衛隊の活動概要(令和元年防衛省記録)  
URL：https://youtu.be/-QQqerQtxGc

図表Ⅱ-2-2-1 防衛省・自衛隊の組織図







第2章

わが国の安全保障と防衛を担う組織



**動画：新たな次元へ進化する陸上自衛隊**  
 URL : <https://www.youtube.com/watch?v=WzWSOKSknc4>


**動画：海上自衛隊公式広報ビデオ ～STRENGYH & READINESS～**  
 URL : <https://youtu.be/tqvQCZy9lcY>


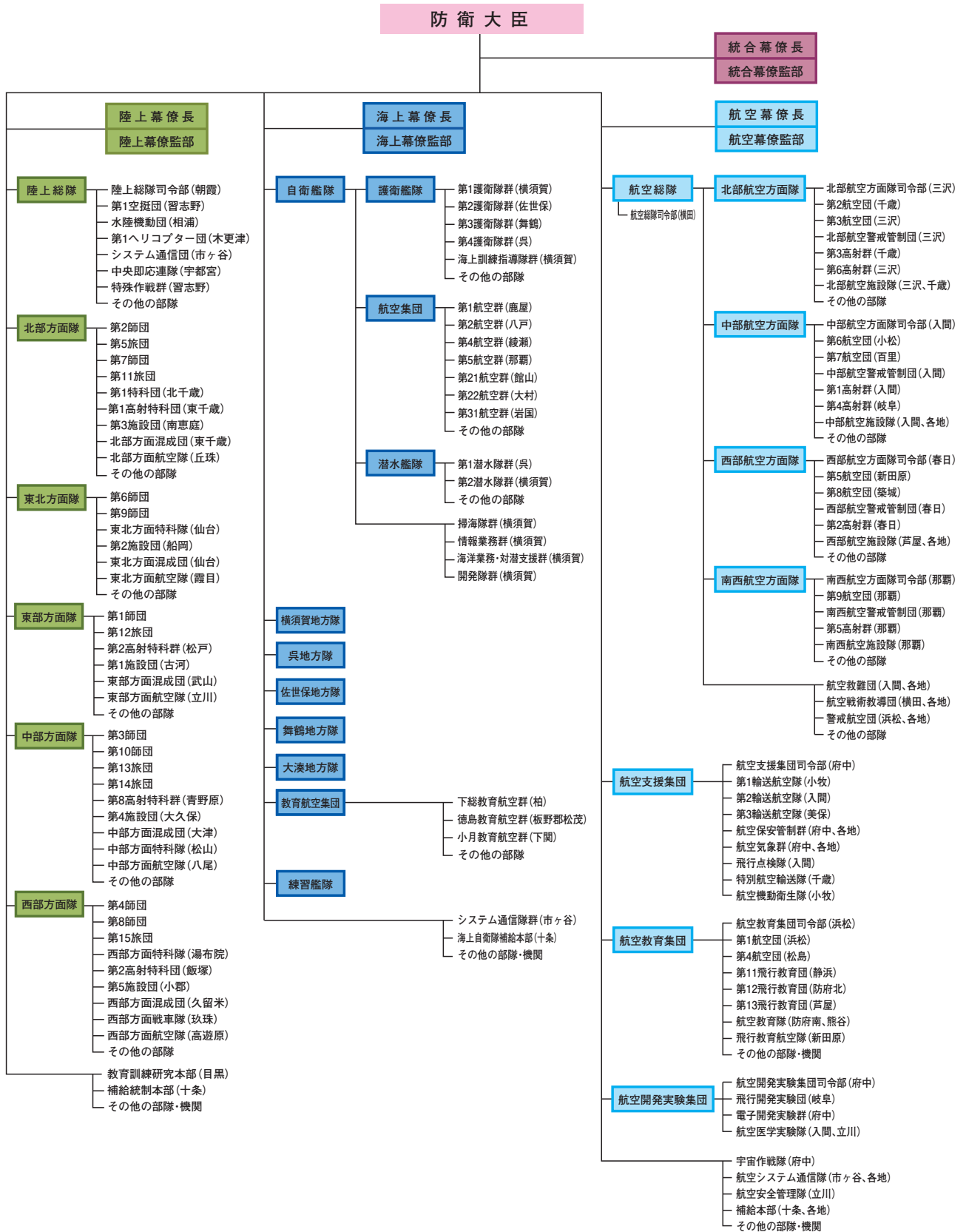


**動画：Protecting our Peaceful Sky ～航空自衛隊の6つのミッション～**  
 URL : <https://youtu.be/QvQxurm0BMQ>


**動画：防衛装備庁広報ビデオ ダイジェスト版**  
 URL : <https://youtu.be/N7iy0vqUUF1>


図表Ⅱ-2-2-2 防衛省・自衛隊の組織の概要

組 織	概 要
本省内部部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本省内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項(防衛及び警備、自衛隊の行動等の基本(法令や政府レベルの方針の企画立案といった政策的・行政的業務)や人事、予算等)を担う組織。</li> <li>●大臣官房のほか、防衛政策局、整備計画局、人事教育局及び地方協力局の4局から構成</li> </ul>
統合幕僚監部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関</li> <li>●統合運用に関する防衛及び警備に関する計画の立案、行動の計画の立案など</li> <li>●自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行</li> </ul>
陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関</li> <li>●各自衛隊の防衛及び警備に関する計画の立案、防衛力整備、教育訓練などに関する計画の立案など</li> </ul>
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●陸上総隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空挺団、水陸機動団などを基幹として編成</li> <li>・陸自部隊の一体的運用を可能とする</li> </ul> </li> <li>●方面隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の師団及び旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成</li> <li>・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>●師団及び旅団 <ul style="list-style-type: none"> <li>戦闘部隊、戦闘支援部隊及び後方支援部隊などで編成</li> </ul> </li> </ul>
海上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成</li> <li>・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>●地方隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援にあたる。</li> </ul> </li> </ul>
航空自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・4個の航空方面隊を基幹として編成</li> <li>・主として全般的な防空任務にあたる。</li> </ul> </li> <li>●航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。)などをもって編成</li> </ul> </li> </ul>
防衛大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>●一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科(前期及び後期課程)及び総合安全保障研究科(前期及び後期課程)を設置</li> </ul>
防衛医科大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>●保健師及び看護師である幹部自衛官及び技官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>●学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置</li> </ul>
防衛研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛省のシンクタンクにあたる機関</li> <li>●自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障に関する調査研究</li> <li>・戦史に関する調査研究及び戦史の編さん</li> <li>・戦史史料の管理・公開</li> </ul> </li> <li>●幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を行う。</li> </ul>
情報本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わが国の安全保障に係る各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・画像・地理情報、電波情報、公開情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関や関係省庁に対する情報提供を実施する。</li> <li>・総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部と6つの通信所で構成</li> </ul> </li> </ul>
防衛監察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関</li> </ul>
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。</li> <li>・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局で構成</li> </ul> </li> </ul>
防衛装備庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛装備品の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力等を行う外局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合的見地を踏まえ、防衛装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施</li> <li>・部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映</li> <li>・新しい領域(防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資等)における積極的な取組</li> <li>・調達改革の実現と技術基盤・産業基盤の維持・強化の両立</li> </ul> </li> </ul>

図表II-2-2-3 陸・海・空自衛隊の編成



図表Ⅱ-2-2-4 主要部隊などの所在地（イメージ）（令和元年度末現在）



## 2 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。また、今後は、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現し得る体制の構築に取り組んでいく。

命令は、統幕長を通じて行われる。

### (2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

Q 参照 図表Ⅱ-2-2-5 (自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割)

### 1 統合運用体制の概要

#### (1) 統幕長の役割

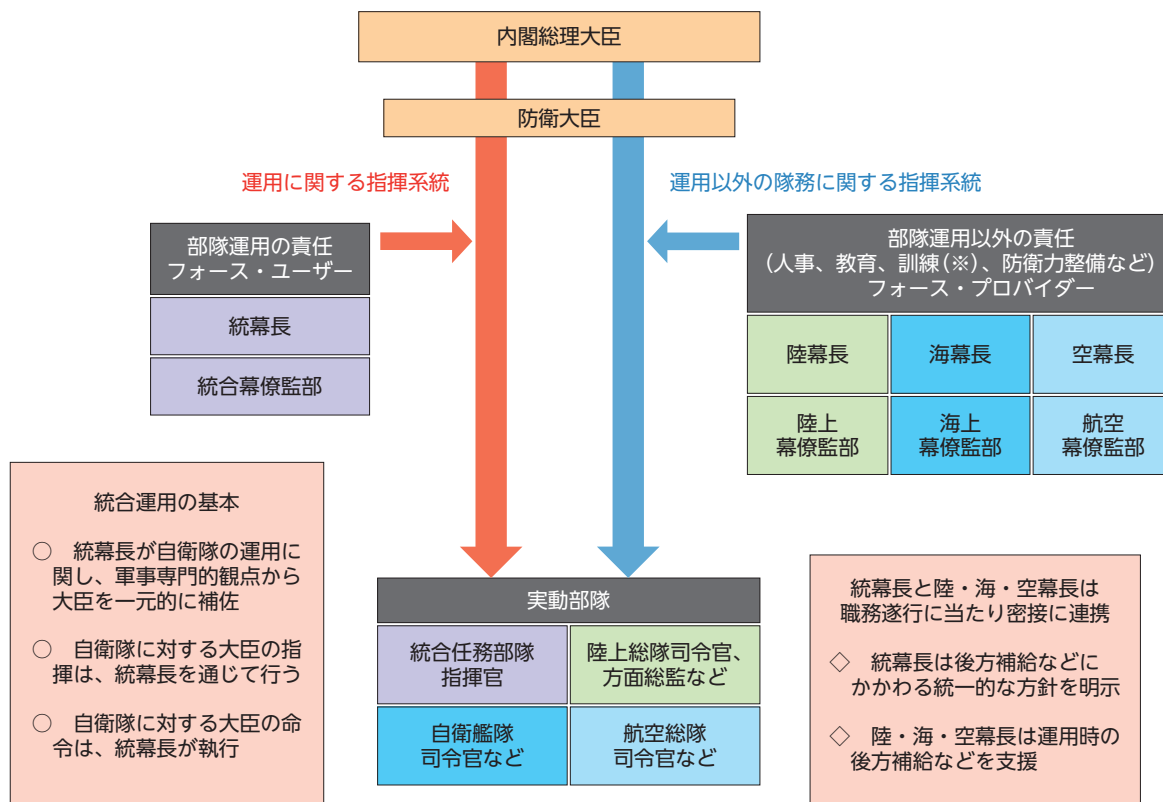
- ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの大臣の補佐を一元的に行う。
- イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。その際、統合任務部隊<sup>3</sup>が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、大臣の指揮

### 2 統合運用機能の強化

#### (1) これまでの取組

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保したうえで、より迅速なものとなるよう、15(平成27)年10月、実際の部隊運用に関する業務を統幕に一元化すべく、運用企画局を廃止するとともに、同局の機能のうち、運用に関する法令の企画・立案機能などを防衛政策局に移管

図表Ⅱ-2-2-5 自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割



※統合訓練は統幕長の責任

3 自衛隊法第22条第1項又は第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、又は隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

した。これにより、統幕は、従来は本省内部部局が行っていた国会答弁を含む対外説明や関係省庁との連絡調整といった業務を担うこととなったため、統幕副長級の文官ポストである総括官や部課長級の文官ポストである参事官を設置し、実際の部隊運用に関し文官の専門的知見を活かして対外的な連絡調整などを行うこととした。

## (2) 今後の取組

領域横断作戦を実現するため、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域にかかる態勢を統合幕僚監部において強化するとともに、将来的な統合運用のあり方について検討する。

## 解説

### 自衛隊の任務について

防衛省・自衛隊も国の行政機関の一つであり、各種任務の遂行に当たっては、法律上の根拠が必要であることは言うまでもありません。防衛省の所掌事務については、防衛省設置法に規定されており、同法第5条により、自衛隊の任務や行動、権限などは、自衛隊法の定めるところによることとされています。自衛隊法には、各種事態などに際し、自衛隊はどのような手続に則って何ができるのかということが、いわばインデックスのような形で規定されています。

自衛隊の任務は、自衛隊法第3条の規定により、「主たる任務」(同条第1項)と「従たる任務」(同条第1項及び第2項)に分けることができます。わが国を防衛するために行う防衛出動が「主たる任務」に該当し、これは唯一自衛隊のみが果たすことのできる任務です。

「従たる任務」には、「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ためのもの(いわゆる第1項の「従たる任務」)と、「主たる任務の遂行に支障を生じな

い限度」において、「別に法律で定めるところにより」実施するもの(いわゆる第2項の「従たる任務」)の2つがあります。前者については、警察機関のみでは対処困難な場合に自衛隊が対応する任務である治安出動や海上における警備行動のほか、弾道ミサイル等に対する破壊措置、領空侵犯に対する措置などが含まれます。後者には、重要影響事態に対応して行う活動(後方支援活動)、国際平和協力活動(国際平和協力業務や国際緊急援助活動)、国際平和共同対処事態に対応して行う活動(協力支援活動等)があります。そして、これら「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたものを「本来任務」と呼んでいます。

なお、自衛隊が長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能等を活用することが適当であるとの判断から自衛隊が行うこととされたものについては、「本来任務」に対して「付随的な業務」と呼ばれており、国賓等の輸送や教育訓練等の受託、運動競技会に対する協力などがあります。

自衛隊の任務に関する概念図

